

令和4年度 東京都環境配慮型VOC対策機器導入促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日 3環改化第882号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）において、懸垂式 Stage II の導入促進を図るため、都内の事業所への懸垂式 Stage II の導入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を環境配慮型VOC対策機器導入促進補助金（以下「補助金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「懸垂式 Stage II」とは、給油時に自動車の給油口から大気中に放出される燃料蒸発ガス（ガソリンベーパー）を吸引するための構造を備えた懸垂式計量機をいう。
- 二 「中小事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、都内に事務所又は事業所を有する会社及び個人をいう。ただし、国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。

(補助対象機器)

第3条 補助対象機器（補助金の交付対象となる機器をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たす懸垂式 Stage II とする。

- 一 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づき登録された都内の給油所（以下「事業所」という。）に設置されること。
- 二 燃料蒸発ガスを75%以上回収する性能を有する計量機として、大気環境配慮型SS認定要領（平成30年2月20日付環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型SS普及促進事務局）第10条第1項に基づく評価を受けた計量機（同等の回収性能を有すると知事が認めるものを含む。）であること。
- 三 リースにより設置されるものでないこと。
- 四 未使用品であること。

(補助対象者)

第4条 補助対象事業者（補助金の交付対象となる者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 補助対象機器を設置する中小事業者等であること。
- 二 機器の設置後、東京都（以下「都」という。）が行う環境配慮型VOC対策機器の普及促進に資するための調査に協力できること。
- 三 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴

力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団員等に該当しないことを含む。）。

四 補助対象機器を設置する事業所に関して、法令及び条例に基づき必要な許認可を受けており、かつ、法令及び条例に基づき必要な届出等を行っていること。

五 過去に国、地方自治体等から助成事業の交付決定の取消等又は法令違反等の不正の事故を起こしていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付額は、補助対象機器1台ごとに、補助対象経費（補助対象機器の設置に係る経費（別表第1に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）の3分の2の額（千円未満の端数が生じる場合にあつては、これを切り捨てた額）とし、補助対象機器を複数設置する場合にあつては、その合計額とする。ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の3分の2の額（複数設置する場合にあつては、その合計額）から当該補助金の額を控除した額とする。

2 補助金の交付額は、補助対象機器1台ごとに3,000,000円を上限額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、知事へ提出するものとする。

2 前項の交付申請書の受付期間は、別に知事が定めるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を適当と認めるときは、前条第1項の交付申請書を受理した順に都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第8条 補助事業者（補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、交付決定の内

容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を撤回することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を撤回しようとするときは、前条第2項の通知があった日から14日以内に、申請を撤回する旨を書面により知事に申し出なければならない。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助対象事業(変更、中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- 一 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- 三 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第10条 知事は、前条の申請があった場合には、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認し、補助対象事業(変更、中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定し、補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助対象事業者等にその処理について適切な指示をするものとする。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、又は遅くとも令和5年3月17日までに、補助対象事業完了報告書(別記第6号様式。以下「完了報告書」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて、知事へ提出しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金確定額通知書（別記第 7 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第 14 条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額の確定後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第 8 号様式）を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 予定の期間内に補助対象事業に着手せず、又は完了しないとき。
- 五 暴力団若しくは暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員若しくは使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。
- 六 その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、補助事業者が第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(既払いの補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の支払をしているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を知事から命じられた場合は、補助金の

受領日から納付日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額を、違約加算金（百円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければならない。

- 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事が定めた期日までに返還に係る補助金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければならない。
- 4 補助事業者が、前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 5 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。
- 6 前項までの規定にかかわらず、知事は、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（財産処分の制限）

- 第 17 条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 2 に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
 - 3 補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第 9 号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項の申請があった処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第 10 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
 - 5 補助事業者は、取得財産の処分を知事の承認を受けて行う場合は、処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入がない、又はその収入が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額、又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）第 3 2 により算出した補助金相当額のいずれか高い額を都に納付するものとする。

(調査等)

- 第 18 条 知事は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業に関する報告を求め、又は補助対象機器を設置した事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴取、事業所等への立入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、その帳簿及び関係する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後 8 年間保存するものとする。

(その他)

- 第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）及び知事が別に定めるところによる。

別表第 1

区 分	内 容
設備費	設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。

- ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除く。
- ※ 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費を除く。
- ※ 補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達分又は補助対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

別表第 2

- 1 第 1 号様式の 2 による誓約書
- 2 現在事項全部証明書の原本（個人による申請の場合は、住民票の原本又は写し）
- 3 直近年度末の貸借対照表の写し（個人による申請の場合は、個人事業税納付証明書の原本）
- 4 見積書の写し
- 5 印鑑証明書（申請日から 3 か月以内に発行されたもの）
- 6 従業員数をもって中小事業者に該当する旨申請している場合は、従業員数がわかる公

的書類

別表第3

- 1 販売店等からの請求書の写し
- 2 領収書の写し
- 3 金額の変更があった場合は、補助対象経費に係る内訳が確認できる書類の写し
- 4 補助対象機器が設置された状況等を示す写真
- 5 支払金口座振替依頼書